

令和7年4月から使用する 『資格確認書』『資格情報のお知らせ』の交付について (一斉交付のお知らせ・申請不要です)

令和7年4月1日以降は、マイナ保険証の利用が基本となります。

当国保組合では、国から通知された皆様のマイナ保険証登録状況により、令和7年4月からご利用できる、『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を交付します。

○マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書』を交付します。

〔対象〕マイナンバーカードを持っていない人

マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録をしていない人

マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録を解除した人

マイナンバーカードを返納した人

〔有効期限〕令和8年7月31日(1年4ヵ月間有効)

有効期間 令和7年4月から令和8年7月までお使いいただけます。

*「限度額適用認定証」「国民健康保険高齢受給者証」と交付のタイミングを合わせるため、1年4ヵ月間有効の『資格確認書』を交付します。

*紛失された場合は支部にお申し出ください。

*次回更新時には令和8年8月から令和9年7月までの1年間有効の『資格確認書』を交付します。(予定)

*有効期間内にマイナ保険証利用登録をした場合は、次回更新時に『資格情報のお知らせ』を交付します。

〔医療機関等を受診するときは〕

『資格確認書』を医療機関等の窓口で提示してください。

70歳以上の方は『国民健康保険高齢受給者証』も併せて提示してください。

*要介助者や資格確認書を紛失した場合は、申請により交付いたします。

○マイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を交付します。

〔対象〕マイナ保険証をお持ちの方でまだ『資格情報のお知らせ』をお持ちでない方

〔有効期限〕

- ・69歳までの被保険者

有効期限の記載はありません。加入者情報に変更がない場合、更新は行いません。

*紛失された場合は支部にお申し出ください。

- ・70歳以上の被保険者

負担割合が毎年見直される為、有効期限の記載があります。

今回交付する『資格情報のお知らせ』の有効期限は令和7年7月31日です。

令和7年7月中に令和7年8月からの『資格情報のお知らせ』を交付します。

〔医療機関等を受診するときは〕

マイナ保険証をご使用ください。

マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する際や、機器のトラブル等でマイナ保険証が使用できないときは、スマートフォン等の資格情報画面(またはマイナ保険証)と『資格情報のお知らせ』を提示することで受診することができます。

『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』は別封筒でお届けします。
同一世帯でも封筒が2つになる場合があります。
内容をご確認のうえ、相違点がある場合は所属支部にお申し出ください。

